

最近の経営事項審査の改正点 及び今後の改正予定等について



建設業 ウェルカム

建設業の職業訓練への

参加者募集



詳細はホームページで公開中!

建設業 ウェルカム 検索

<https://kensetsu-welcome.com>

CONTENTS

特集

最近の経営事項審査の
改正点及び今後の
改正予定等について

02

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

- I 認定能力評価基準によりレベル判定された者の評価に係る改正
- II コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経営事項審査の受審の特例について
- III 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定による納税猶予の適用者等に係る経営規模等評価における納税証明書の取扱いについて
- IV 建設業の経理の状況に関する改正
- V 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に関する改正
- VI おわりに

PRESCRIPTION

日本経済の動向

10

- テレワークはどこまで進むか

建設経済の動向

11

- 大転換期を迎える治水技術

連載 働き方改革関連法案に対応!!
建設業の労務管理

12

- 【第7回】
年次有給休暇の取得義務について

連載 かわいい土木【第31回】

14

- 駒沢給水所の配水塔
／東京都世田谷区

建設産業人材確保・
育成推進協議会
建設産業の魅力を発信!

16

いつでもチェック!!

建設業
しんこうWeb建設産業の今を伝え
未来を考える『建設業しんこう』は
Webでも
ご覧いただけます。

しんこうWeb

検索

<https://www.shinko-web.jp/>メルマガ登録は
コチラから!

『建設業しんこう』に関するご意見・ご要望

TEL : 03-5473-4584 (企画広報部)

MAIL : kikaku@kensetsu-kikin.or.jp

印刷 : 日経印刷株式会社

©本誌記事の無断転載を固く禁じます。

最近の経営事項審査の改正点

I	認定能力評価基準によりレベル判定された者の評価に係る改正	4
II	コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経営事項審査の受審の特例について	6
III	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定による納税猶予の適用者等に係る経営規模等評価における納税証明書の取扱いについて	8
IV	建設業の経理の状況に関する改正	8
V	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に関する改正	9
VI	おわりに	9

INTRODUCTION

経営事項審査制度は、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査である。公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされており、資格審査の項目としては、欠格要件に該当しないかどうかを審査したうえで、客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、順位付け、格付けに採用している。

このうちの客観的事項の審査が経営事項審査といわれる審査制度であり、建設業者の施工能力や経営状況等を客観的な指標で評価する項目である。この審査は、どの発注機関が行っても同一の結果になるべきものであることから、特定の第三者が統一的に一定基準により審査することが効率的であるとともに、こうした審査は建設業行政とも密接な関係を有するものであることから、建設業法により建設業の許可行政庁が審査することとされている。

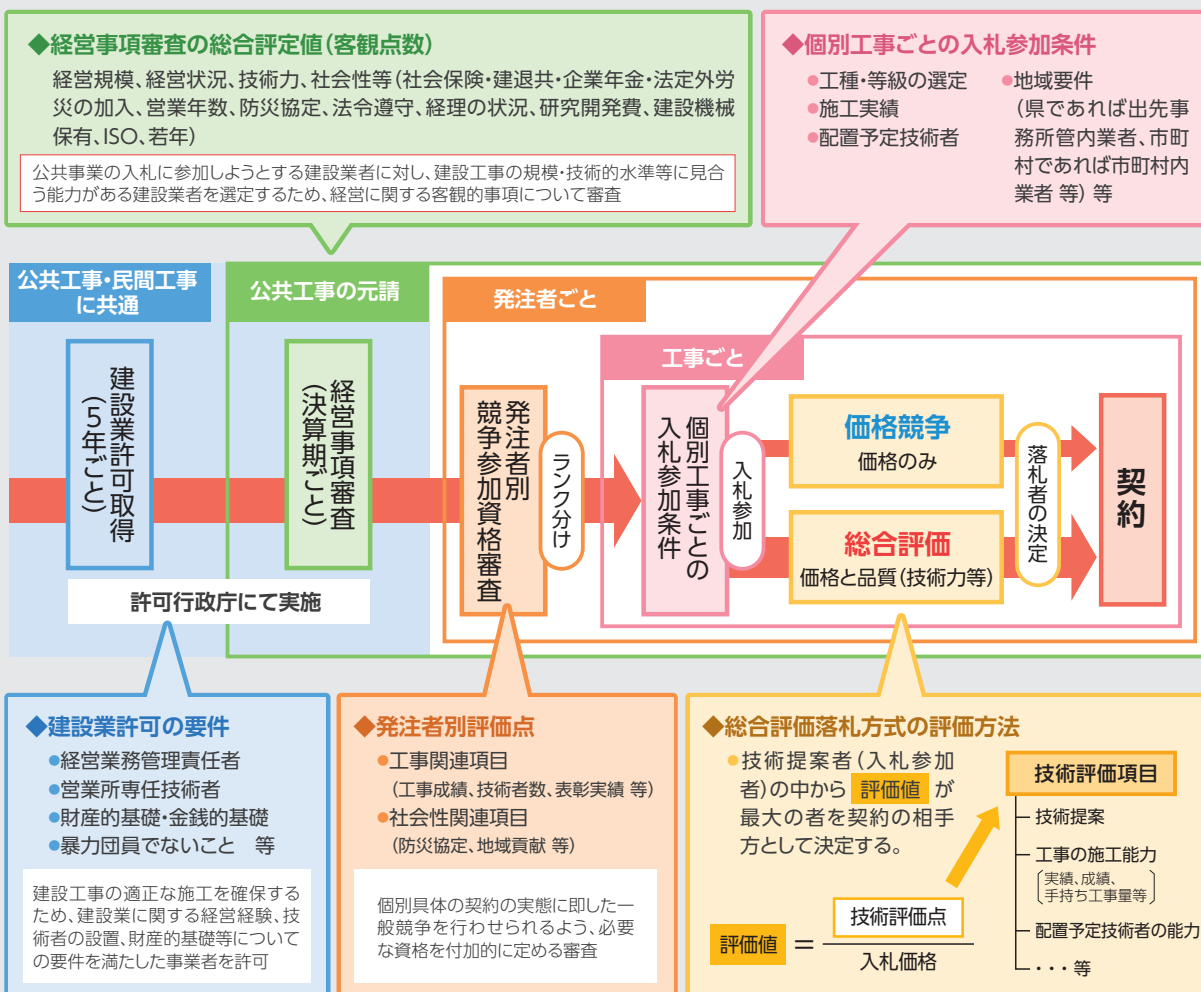
具体的な評価項目や評価手法は、建設産業を取り巻く情勢の変化に応じて、時代とともに適時の改正が行われ、時には評価方法の抜本的な見直しも検討・実施されながら今日に到っている。我が国における経営事項審査は、公共工事の元請となる建設企業についての全国一律の評価制度であると同時に、ある意味では時代が求める建設企業のあり方や、公共工事の元請となるにあたって最低限必要とされる要件の尺度としての面もあったと言えるであろう。

本稿では最近の経営事項審査の改正内容、及び今後の改正予定等について解説する。

及び今後の改正予定等について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

国土交通省における公共工事の入札契約の一般的な流れ



I

認定能力評価基準によりレベル判定された者の評価に係る改正（令和2年4月1日施行）

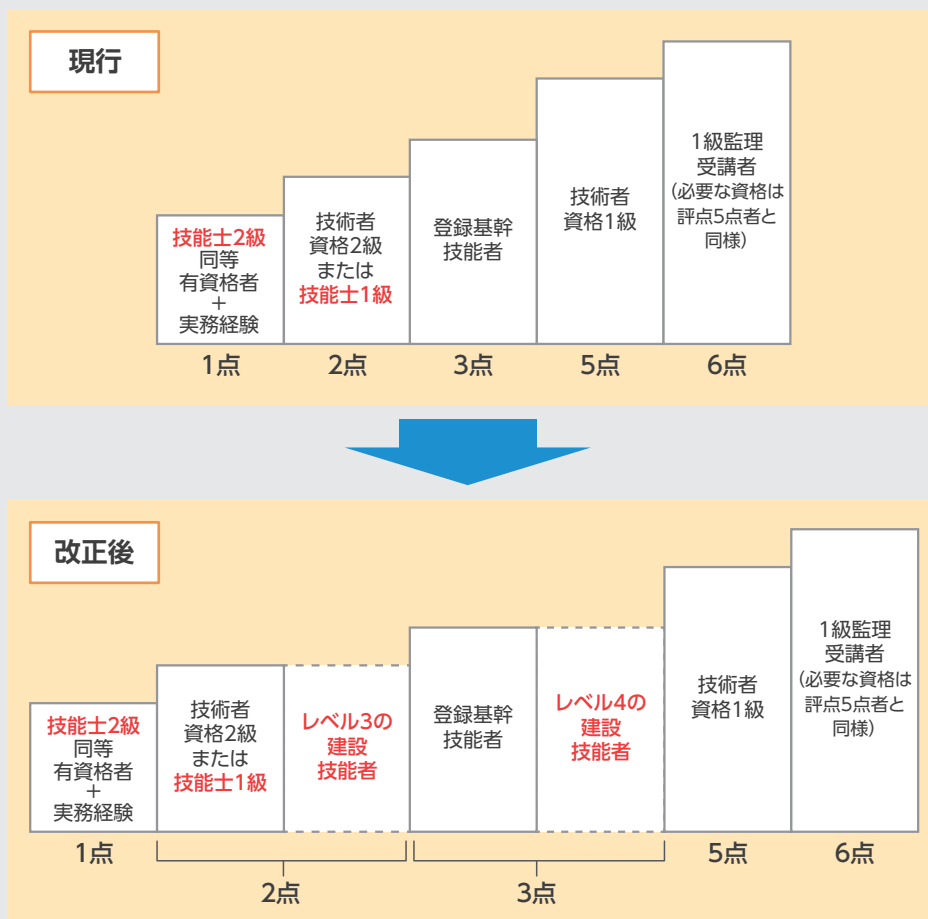
従来から、建設技能者のうち登録基幹技能者や技能士については、経営事項審査の技術力の審査項目において評価をしてきたところであるが、建設キャリアアップシステムの本運用が平成31年4月より開始され、また認定能力評価基準による建設技能者のレベル判定が順次実施されるにあたり、経営事項審査の技術力の審査項目においてレベル4又は3と判定された者を以下の通り評価するための改正を行った。

レベル4と判定された者については、全ての能力評価基準において、登録基幹技能者であることがレベル4の判定基準として設定されていることを踏まえ、登録基幹技能者に付与している評点と同等の3点を付与することとした。また、レベル3と判定された者の評価については、技能士1級の資格をレベル3の判定基準として設定している能力評価基準が大半であることを踏まえ、技能士1級に付与している評点と同等の2点の評点を付与することとしている。

なお、従来から登録基幹技能者として3点の評価を受けていた者が新たにレベル4の評価を受けた場合、合計6点の評価になるのか、という旨の問い合わせをいただくことがあるが、これは事実誤認であり、レベル4と申請しても、登録基幹技能者として申請しても、点数としては同じく3点であることに留意されたい。

また、技術職員数値の算出における、レベル4技能者及びレベル3技能者の技能の区分については、**別表1**の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のいずれかに計上するものとしている。

経営事項審査の技術力の審査項目の改正



別表 1

認定能力評価基準	建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木

Ⅱ

コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 経営事項審査の受審の特例について(令和2年5月29日施行)

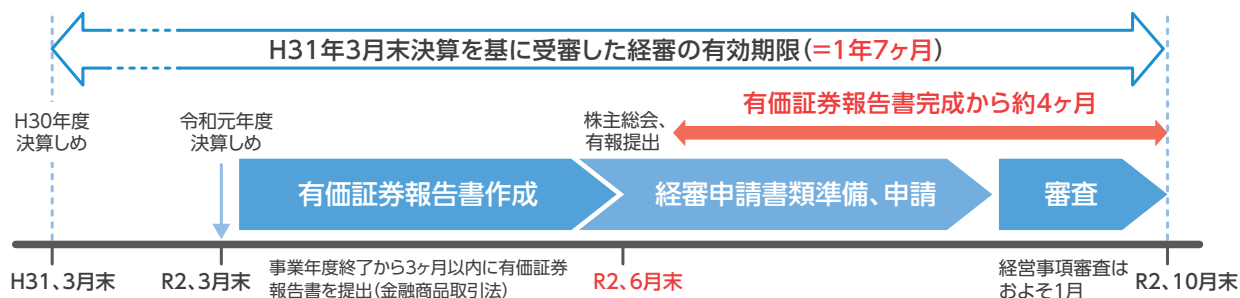
建設業法施行規則第18条の2の規定により、公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者は、発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないとされている。他方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、有価証券報告書についてはその提出期限が一律令和2年9月末まで延長されたところである。

有価証券報告書の提出期限が事業年度終了の日から3ヶ月後、また事業年度終了の日から7ヶ月以内に経営事項審査を受審する必要があることから、通常、決算の確定から4ヶ月間が経営事項審査申請のための申請書類等準備及び許可行政庁における審査の期間に相当すると想定される。これを踏まえ、令和2年9月末から4ヶ月後にあたる令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととした。(令和2年国土交通省令第52号)

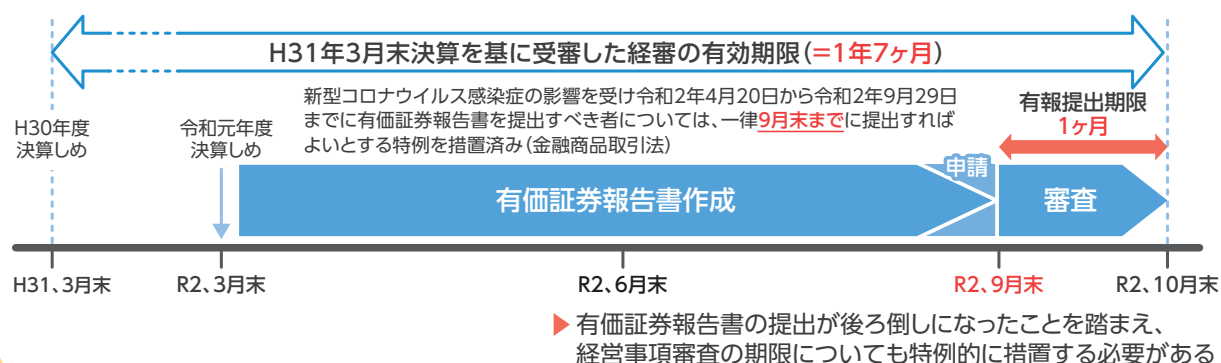
なお、本改正による特例期間が終了する令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、本特例に該当する建設業者(事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了する者)においても余裕をもって経営事項審査を受審する必要があることには留意されたい。

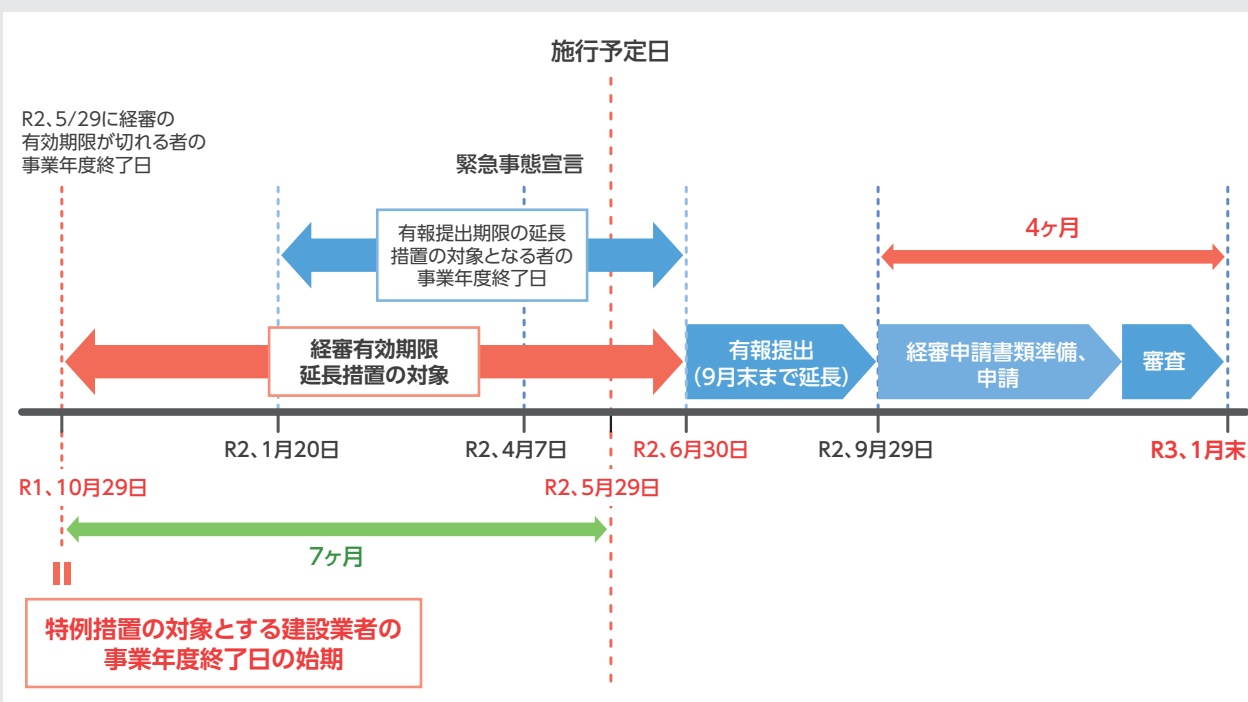
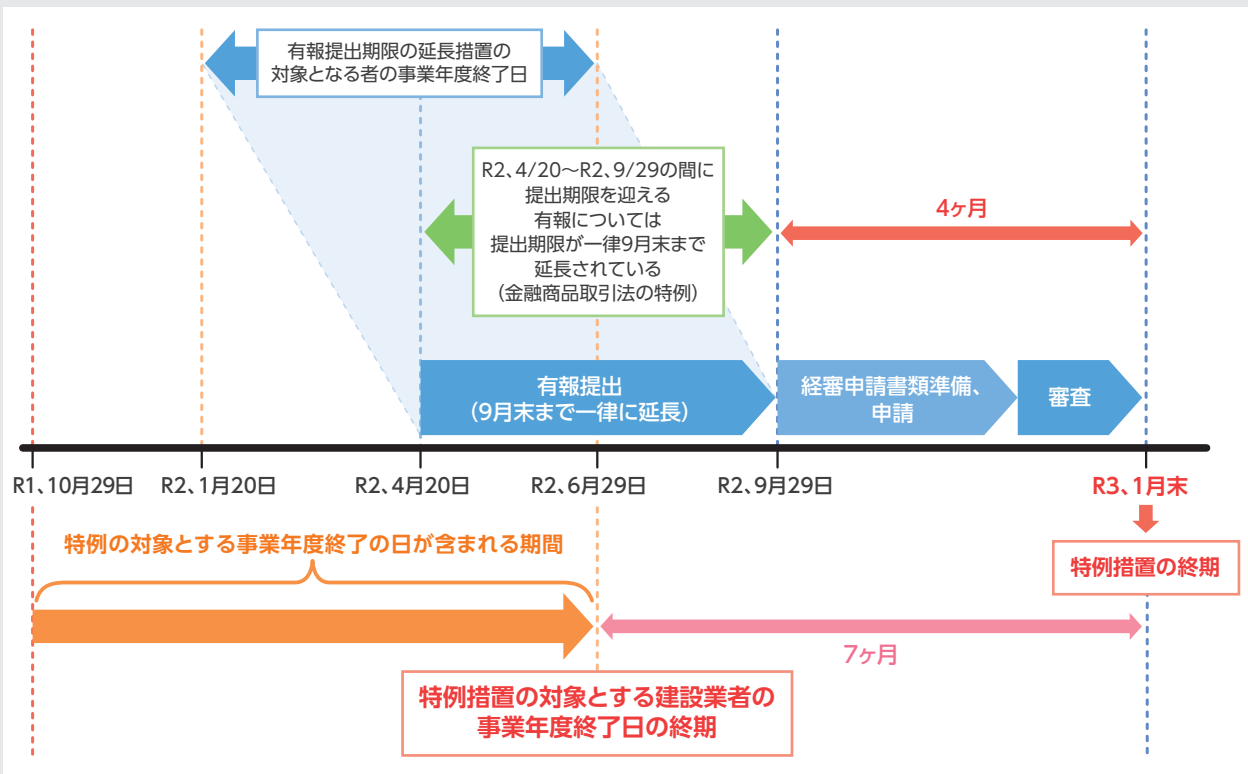
経営事項審査の申請スケジュール

(通常の場合の申請までの流れ)



(新型コロナウイルスの影響による本年の申請の流れ)







Ⅲ

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定による納税猶予の適用者等に係る経営規模等評価における納税証明書の取扱いについて(令和2年5月29日施行)

国税庁次長より消費税(地方消費税を含む。)の滞納を未然に防止するために、経営事項審査において消費税納税証明書を活用するよう協力依頼があったことを受け、「経営事項審査における消費税納税証明書等の活用について(依頼)」(平成12年建設省経建発第123号)を発出し、当該証明書において未納税額がないことを確認し、また未納があることが判明した場合には、速やかに完納するよう指導するよう、各許可行政庁あてに依頼していたところである。

他方、今般、国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている事業者に対して、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)、国税通則法(昭和37年法律第66号)又は国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく猶予制度(以下単に「国税の猶予制度」という。)が活用されるよう周知を行っているところであり、国税庁管理運営課長及び徴収課長より国土交通省土地・建設産業局建設業課長あて、国税の猶予制度の適用を受けた者に対してする国税の納付指導は省略可である旨が示されたことを受け、国税の猶予制度の適用を受けた者に対しては、その猶予期限まで完納の指導を不要とすることとした。(令和2年国土建第39号)

Ⅳ

建設業の経理の状況に関する改正(令和3年4月1日施行予定)

公認会計士となる資格を有する者や税理士となる資格を有する者、また建設業経理士等については永久資格として、試験合格をもって経営事項審査の建設業の経理の状況における加点対象としてきたところである。他方、企業会計基準が頻繁に変化する中で、継続的に専門的な研修を受講することで最近の会計情報等に関する知識を習得することが重要となっているところ、公認会計士及び税理士については、資格取得後の研修の受講が義務化される方向にある。

これらを踏まえ、公認会計士等数の算出にあたって算入できる者を、建設業の経理に関して最新の知識を有しているとみなされる以下の者へと改正する予定。(※令和2年6月20日～7月19日パブリックコメント実施)

- ① 公認会計士であって、公認会計士協会において公認会計士の資質の向上を図るための研修として認められる研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前3年度において120時間以上受講した者
- ② 税理士であって、1年以内に税理士試験に合格した者又は所属税理士会において税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るための研修として認められる研修を経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において36時間以上受講した者
- ③ 一級登録経理試験に5年以内に合格した者
- ④ 一級登録経理試験に合格し、5年以内に一級登録経理講習を受講した者
- ⑤ 平成28年度以前に一級登録経理試験に合格した者(令和5年3月までの間に限る。)
- ⑥ 一級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を5年以内に受講した者
- ⑦ 二級登録経理試験に5年以内に合格した者
- ⑧ 二級登録経理試験に合格し、5年以内に二級登録経理講習を受講した者
- ⑨ 平成28年度以前に二級登録経理試験に合格した者(令和5年3月までの間に限る。)
- ⑩ 二級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を5年以内に受講した者

※公認会計士等数 = (①～⑥の人数) × 1 + (⑦～⑩の人数) × 0.4

V 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に関する改正（令和3年4月1日施行予定）

改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているところ、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を評価する予定。

具体的には以下の式により算出した数値が **別表2** のいずれに該当するかを審査する予定。（※令和2年6月20日～7月19日パブリックコメント実施）

$$\frac{Z_1}{Z_1 + Z_2} \times Z_3 + \frac{Z_2}{Z_1 + Z_2} \times Z_4$$

Z_1 の数値は、技術者数（主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者及び一級又は二級の第一次検定に合格した者）。

Z_2 の数値は、技能者数（審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者の数から、建設工事の施工の管理に従事した者（ただし、建設工事の施工の管理に従事した者であっても、建設工事の施工の管理の他に建設工事の施工に従事した者は除く。）の数を除いた数）。

Z_3 の数値は、審査基準日以前1年間に建設業法第18条の3第2項第1号に該当する者並びに一級又は二級の第一次検定に合格した者が取得したCPD単位数の合計値を技術者数で除した数値が5未満の場合は0を、5以上10未満の場合は2を、10以上15未満の場合は4を、15以上20未満の場合は6を、20以上25未満の場合は8を、25以上の場合は10とする（ただし、CPD単位数の合計値として算入できる技術者一人あたりCPD取得単位数は30単位を上限とする。）。

Z_4 の数値は、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価の区分が審査基準日より3年の日以前に受けた最新の区分により1以上上位であった者の数を技能者数から審査基準日より3年間の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数（以下「控除対象者数」という。）を除いた数で除した数値を百分率で表した数値が3%未満の場合は0を、3%以上6%未満の場合は2を、6%以上9%未満の場合は4を、9%以上12%未満の場合は6を、12%以上15%未満の場合は8を、15%以上の場合は10とする。なお、能力評価基準によって評価を受けていない者については、最も低位の区分に評価されているものとして審査する。また、技能者数から控除対象者を除いた数値が0である場合、 Z_4 の数値は0として審査する。

別表2

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況			評点
10以上			10
8以上	～	10未満	8
6以上	～	8未満	6
4以上	～	6未満	4
2以上	～	4未満	2
2未満			0

VI おわりに

経営事項審査制度は、公共工事における企業評価のいわば物差しであり、建設業者の経営に与える影響も大きいため、その評価項目や基準については、社会情勢が変化中でも評価の適正性を欠かないために、また企業行動を歪めることのないように適宜の見直しが必要である。今後も絶えず変化していく建設業界のあり方を反映しながら、経営事項審査制度のあり方について必要な検討を行ってまいりたい。

コロナ禍により変わる働き方

テレワークはどこまで進むか

みずほ総合研究所 チーフエコノミスト 長谷川 克之

働く多くの人にとって新たな日常となりつつあるテレワーク。コロナ禍による緊急事態宣言下では、「出勤者7割削減」が原則とされた。宣言解除後も何らかの形でテレワークを継続している人も少なくないだろう。しかし、働くすべての人がテレワークを行うことができるわけではもちろんない。今回は、テレワークの可能性について考える。

働き方の新しいスタイル

コロナ禍は、経済や社会の構造をさまざまな形で変えるものだが、その一つに働き方のスタイルがある。「ウイズコロナ」の時代において政府が勧める「新しい生活様式」においても、「働き方の新しいスタイル」としてテレワークが掲げられている。

テレワークが日本で最初に導入されたのは、日本テレワーク協会などによれば1984年とされ、実はその歴史は長い。しかし、官民でのさまざまな取り組みにもかかわらず、その活用は進んでこなかった。2年前にはなるが、総務省の「通信利用動向調査報告書」(2018年)によれば、テレワークの導入企業は全体の19.0%、経験者は8.4%にとどまっている。

一方、政府の緊急事態宣言発出直後の4月10日～12日にパーソル総合研究所が行った緊急調査によれば、テレワーク実施者は全体の27.9%に達したという。実施者はその後、5月にかけてさらに増えた可能性が高い。

テレワークが可能な労働者は3割程度

新たな働き方といっても、もちろん、すべての労働者がテレワークを行うことができるわけではない。そもそもテレワークが可能な労働者はどの位いるのだろうか。テレワークを行うためには、当然IT設備と通信環境が必要とされるが、そうしたインフラ上の制約はないと仮定し、仕事の特徴に関するデータ(機器などの使用状況、屋内作業かどうか、デスクワークかどうかなど)から、国勢調査と労働政策研究・研修機構作成データベースに基づきみずほ総合研究所で試算したところ、テレワーク可能な就業者の割合は、理論的にはおおむね3割前後との結果となった。試算結果については幅をもって捉える必要があるが、緊急事態宣言に伴い政府が目標とした「出勤者7割削減」とは相当の乖離があるのも事実だ。実際には休業、交替勤務による実質自宅待機などの対応を採らざるを得なかった企業も少なくないものと思われる。

また、業種別に可能割合を試算した結果が右の図表である。何れも仕事の特徴に基づく理論上の数値であり、また同じ業種の中でもさまざまな職種があることには注意が必要だが、業種によってかなりの違いがある。一般的にオフィス

ワーカーが多い産業で比率は高い一方、宿泊・飲食、運輸・郵便、医療・福祉などの業種では低い。

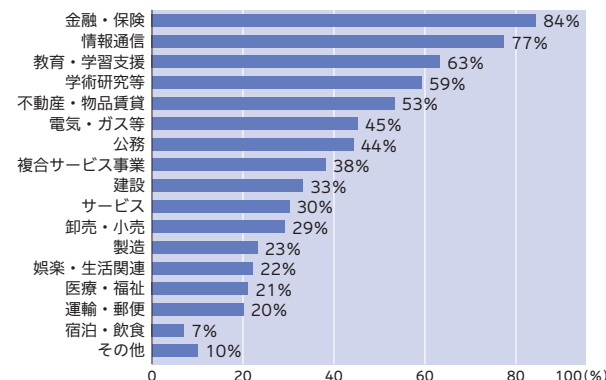
テレワークに伴う潜在的な課題

今後テレワークを新たな働き方として定着させていくためには課題もある。一般的には、いかに上司や同僚とのコミュニケーションを円滑に行い、生産性を上げていくかがテレワークの課題とされる。テレワークの成果を適切に評価していくための人事管理上の課題もある。テレワークが普及すれば、仕事のプロセスよりも結果がより重要視されていくことになると予想される。

加えて、留意を要すること、テレワークと格差の関係がある。当社の試算によれば、テレワーク可能割合は、正社員では3～4割である一方、非正社員では2割程度となった。業種、職種、そして雇用形態によっても、テレワークの可能な割合は異なる。コロナ禍により、結果として低所得者ほど収入途絶リスクが高まり、同時に感染リスクも高くなる可能性が高い。格差を拡大させるのはコロナ禍であり、テレワークではないが、日本以上に格差問題が深刻な米国では、テレワークを格差問題の象徴のように受け止める向きもある。

テレワークを推進していく上では、雇用形態を問わずテレワークが可能となるような環境整備や、コロナ禍に伴う保障や処遇面での配慮も併せて検討していくことが必要となつてこよう。

図表 テレワークの可能割合(業種別試算)



(資料) 総務省「国政調査」などからみずほ総合研究所作成

大転換期を迎える治水技術

日経コンストラクション編集長 浅野 祐一

2018年の西日本豪雨や19年の東日本台風など、近年は広域で甚大な浸水被害をもたらす気象が続いている。地球温暖化の影響と考えられており、今後もこうした激しい気象への備えが欠かせなくなる。こうした状況を受け、浸水被害を防ぐための治水技術が大きく転換されようとしている。

これまでの河川における水害対策は、洪水を河道内に収める手法が原則であった。しかし、2019年の東日本台風によって河川の水が堤防を乗り越える越水が発生し、複数箇所ですべて堤防が決壊した那珂川では、新たな治水施策にかじを切る。河道の流下能力を高めるだけでなく、洪水を河道から計画的にあふれさせる「流域治水」の施策も講じるのだ。

那珂川で検討されているのが、霞堤や遊水池だ。霞堤とは、開口部を設けた不連続の堤防で、水位が高くなった際に開口部から水をあふれさせる遊水効果と、上流で氾濫した水を川に戻す効果とを併せ持つ。民家のない箇所や氾濫原を中心に、設置場所を検討していく考えだ。遊水池を設ける箇所では、隣接する堤防よりもあえて低く造った越流堤から洪水を引き入れて、一時的に水をためるようにする。

さらに那珂川では、遊水池に新しい構造を導入できないか検討を進めている。「ハイブリッド型」と呼ぶもので、水位が上昇した際に河川から水をあふれさせる機能だけでなく、堤内地側で内水氾濫が発生した場合に、その内水を引き込めるような仕組みを持つ。

那珂川のような大きな河川で、流域治水を実施する場合、その影響範囲は広がる。広域での流域治水を実現するための大きな課題は負担と補償だ。遊水池は、平時は農地などとして利用している。河川の水を引き込めば、下流の被害を軽減させるために上流に被害を強いる格好になる。そのための補償などが必要になってくるわけだ。関係する流域の自治体などが集まって、計画の内容を慎重に議論していく必要がある。

粘り強い堤防の導入も 嵐山には景勝地仕様の特殊堤

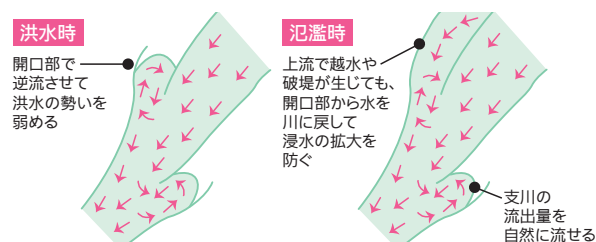
越流を前提とした粘り強い堤防の導入も検討され始めている。堤防は河川管理施設等構造令に基づいて、計画高水位以下の流水に対する安全性を持たせる構造物と定義されている。そのため、堤防決壊の主因である越水にはそもそも耐えられない構造になっているのだ。そこで国土交通省は、洪水時の越水や決壊の危険性の解消が短期的には難しい場所で、越水に強い堤防を採用する方針を掲げようとしている。

現段階で検討している対策の1つが、天端と法面の堤防表面をコンクリートブロックや遮水シートなどで覆う工法だ。15年の関東・東北豪雨を踏まえて天端と堤防の裏法尻を舗装やコンクリートブロックなどで保護する「危機管理型ハード対策」で実施しなかった裏法面の保護まで取り入れる。19年の東日本台風で決壊した千曲川の堤防で、こうした被覆型の構造を採用する予定だ。

他にも、堤防内部にコンクリートなどで強固な構造体を築く一部自立型という構造も検討している。実際に導入が進めば、これまでの土堤を原則としていた流れから大きく踏み出す施策となる。

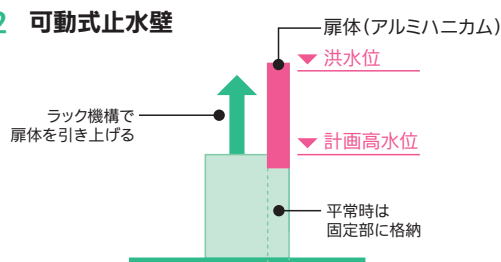
景観と浸水対策を兼ねた特殊な堤防も生まれつつある。京都の観光地、嵐山を流れる桂川で整備が進む止水壁だ。桂川を管理する国交省淀川河川事務所が、豪雨でたびたび浸水被害を受けてきた渡月橋の上流部に、可動式の止水壁を設けることにした。全国で初めて採用する構造だ。平時は固定部に格納された扉体が洪水時に立ち上がる。電動で動くものの、人力でも引き上げられるようにしている。

図1 霞堤の機能



霞堤のイメージ。国土交通省の資料を基に日経コンストラクションが作成

図2 可動式止水壁



京都府を流れる桂川に整備する可動式止水壁のイメージ。国土交通省の資料を基に日経コンストラクションが作成

働き方改革 関連法案に対応!! 建設業の 労務管理

第7回



アスミル社会保険
労務士事務所代表
特定社会保険労務士

櫻井 好美

民間企業に7年勤務後、
2002年櫻井社会保険労務士事務所（現・アスミル社会保険労務士事務所）を設立。

【主なコンサルティング・セミナー内容】

就業規則・労働環境整備、人事評価制度コンサルティング、賃金制度コンサルティング、退職金コンサルティング、働き方改革セミナー、管理職向け労務管理セミナー、建設業向け社会保険セミナー、介護セミナー、WLBセミナー、女性の働き方セミナー、学生向け働く前に知っておいてほしいこと 等

SUBJECT ▶ 年次有給休暇の取得義務について

いつからスタート?

2019年4月より、年10日以上の有給休暇が付与される者には、年5日の年次有給休暇を取得させることが使用者の義務になりました。

有給休暇とは?

業種、業態に関わらず、また、正社員、パート等の区別なく、一定の要件を満たした場合に与えなくてはならない、会社から賃金が支払われる休暇のことです。

年次有給休暇が付与される要件

(下図:「年次有給休暇が付与される要件」参照)

有給休暇の付与日数

(右頁:「有給休暇の付与日数」参照)

有給休暇の賃金

有給休暇の賃金は法律で下記のいずれかで支払うことが決まっています。
(下図:「有給休暇の賃金」参照)

有給休暇の賃金

①

所定労働時間
労働した場合に
支払われる通常の賃金

②

平均賃金

③

健康保険法による
標準報酬日額に
相当する金額
(労使協定が必要)

年次有給休暇が付与される要件

年次
有給休暇の
発生要件

雇入れの日
から6ヶ月
継続勤務



全労働日の
8割以上出勤

注1 パートから社員、社員から嘱託社員等になったとしても勤務年数は通算されます。

注2 出勤率は下記のように計算します。

$$\text{出勤率} = \frac{\text{出勤した日}}{\text{全労働日(所定労働日)}}$$

出勤したとみなす日

産前産後休暇

育児休暇

介護休暇

年次有給休暇取得日

労災の休業日

労働日に含めない日

会社側の都合による休業

台風などの天災による
やむを得ない休業

正当な争議行為による休業

休日労働

有給休暇の付与日数

1. 正社員の場合

継続勤務年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2. パートタイム労働者等(所定労働日数が少ない労働者)

週所定労働日数	1年間の所定労働日数		継続勤務年数						
			6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
4日	169日～216日	付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

Q&A

Q 有給休暇の買い取りはできますか？

A 買取はできません。ただし、時効で消滅してしまった有給休暇や法定を上回る休暇については買取することができます。

Q 有給休暇の時効は？

A 時効は2年です。使いきれなかった有給休暇は翌年に持ち越すことができます。

Q 半日単位の取得は可能ですか？

A 労働者が希望し、会社が合意した場合であれば半日単位の取得も可能です。

Q 忙しい時期の有給休暇の申し出は、断っても大丈夫ですか？

A 原則断ることはできません。会社には「時季変更権」があります。これは、年次有給休暇を請求された時季に、その休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時季に変更を依頼することができるという権利です。ただし、一般的に忙しいという理由ではなく、同一期間に複数の労働者が休暇を希望していて、事業の運営が困難になる等の理由が必要です。

計画的付与の活用

有給休暇の取得率の高い会社であればいいのですが、有給の取得率が低い会社であれば、5日の取得義務にあたっては、計画的付与の利用をお勧めします。計画的付与とは有給休暇の5日を超える部分に関して、会社と労働者代表との協定を結び、計画的に取得日を決めることができる制度です。

(下図:「計画的付与の活用」参照)

罰則

年次有給休暇を取得させなかった場合は、30万円以下の罰金になります。

ポイント!!

建設業の場合、日給制を採用していることから、年次有給休暇の考え方がないところが非常に多いです。しかしながら日給制であっても有給休暇は適用されます。有給休暇を適正に運用するためには、まずは会社の所定労働日を決め、適正な労務管理をする必要があります。また有給休暇に関する事項は就業規則への記載事項となるため、小さな会社であっても取得のルール等を決め、就業規則へ記載することが望ましいです。

計画的付与の活用

1 導入のメリット

使用者

労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

労働者

ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2 日数

(付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます)

例 年次有給休暇の付与日数が11日の労働者

6日

労使協定で
計画的に付与できる

5日

労働者が
自由に取得できる

3 方式

(企業や事業場の実態に応じた方法で活用しましょう)

(1) 企業や事業場全体の休業による一斉付与方式

全労働者に対して同一の日に年次有給休暇を付与する方式

例 お盆休みや年末年始等、現場が一斉にお休みになる日を休暇日に設定

(2) 班・グループ別の交替制付与方式

班・グループ別に交替で年次有給休暇を付与する方式

例 流通など、定休日を増やすことが難しい場合にグループ別に休暇日を設定

(3) 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式



博士の遺した 双子のクラウン

配水塔は、水道水を高い位置へ持ち上げてから流下させることで、より遠くまで送水するための施設だ。旧渋谷町の町営水道の施設として建設された駒沢給水所には、王冠のような形の配水塔が2基並ぶ。近代水道の父・中島鋭治博士による配水塔を使った大胆な計画を紹介する。

駒沢給水所の 配水塔 東京都世田谷区

Photo・Text：フリーライター 三上 美絵

大成建設広報部勤務を経てフリーライターとなる。「日経コンストラクション」（日経BP社）や土木学会誌などの建設系雑誌を中心に記事を執筆。広報研修講師、社内報コンペティション審査員。著書『土木の広報〜『対話』でよみがえる誇りとやりがい〜』（日経BP社刊、共著）



東京・世田谷の閑静な住宅街に突如として現れるヨーロッパの古城のような建造物。駒沢給水所の敷地内に二つ並んだ配水塔だ。遠くからは王冠のように見えることから、地元では「双子のクラウン」と呼ばれ、親しまれてきた。

1基の大きさは高さ30m、直径およそ15m。鉄筋コンクリート造の外壁には、12本の付け柱（装飾的な柱）が等間隔に配され、屋上のラインからジグザグに飛び出したその頂部には、丸い装飾灯が付いている。屋上にはドーム屋根の小さな「あずまや」がちよこんと載ってドボかわいい。



▲三軒茶屋のキャロットタワー展望台から「水道みち」をたどった先に、配水塔が見える。

東京市に頼らず 自前の水道敷設を決意

駒沢給水所は、旧渋谷町の町営上水道の施設として大正時代に建設された。当時の渋谷はまだ東京市に編入されておらず、水道が引かれていなかった。人口増加に伴い各戸が井戸を掘った結果、湧水が枯れて水不足になり、有志によって私設水道敷設の話が持ち上がる。

これを受け、ことの緊急性を重視した渋谷町は自ら水道事業を担うべく、近くの三田用水などから取水する計画を立てて調整を進めた。ところがそのころ、東京市は水道拡張工事に着手。郊外に村山貯水池（多摩湖）をつくる大規模な拡張だ。

「これが完成すれば、うちにも水を回してもらえるのでは」と考えた渋谷町。市長に確認すると「東京市中への給水に支障を来さない範囲で」、近隣町村にも配水する予定という。それなら、単独で水道事業を起こすより得策だ。

しかし、東京市の工事が終わるまで何年もかかるうえ、その時点で市外へ配水される確証はない。市中の人口は急伸を続け、水不足は深刻で、貯水池ができて足りるとは限らないからだ。渋谷町は悩んだ末、当初どおり自前で水道を敷設する決意を固めた。

高低差のある長距離を 配水塔で解決

渋谷町は、東京をはじめ全国の水道を手がけ、後に「近代水道の父」と呼ばれた中島鋭治工学博士に町営水道の計画と設計を依頼。博士は、水量豊富な多摩川の伏流水を水源とすることを提案した。世田谷区鎌田に砧下浄水所をつくり、そこから渋谷町まで鉄管を通して水を運ぶ大胆なアイデアだ。だが、2地点間の距離は約10kmに及ぶうえ、武蔵野台地の端を横断することから土地の高低差もあった。

そこで、博士が打ち出したのが、ルート上の高台に配水塔を設け、ポンプで水を引き上げていったん塔内部に貯めた後、重力を利用して渋谷まで自然流下させるという妙案だった。鉄筋コンクリート造の配水塔は海外にはすでにあったが、日本ではこれが始まり。留学で欧米を歴訪した博士の面目躍如だ。

渋谷町水道は1921年（大正10年）に着工し、24年に竣工。23年9月には関東大震災が起こったものの、できたばかりの配水塔は無事だった。32年に渋谷町は東京市と合併し、水道も市の水道局に移管。老朽化により99年に給水所としての機能は停止されたが、現在も非常時用の応急給水槽として使われている。



▲ 2基の配水塔はトラス橋でつながれており、屋上へ向かう外階段とつながっている。現在はセキュリティ上、駒沢給水所の一般公開はされておらず、眺望を確かめられないのが残念だ。

屋上のあずまやは 博士からのメッセージ

さて、私が気になるのは、屋上の「あずまや」の存在だ。これと似たあずまやが、東京・西新宿の新宿中央公園にも遺されている。中島博士が建設を指揮した淀橋浄水場の跡地だ。「六角堂」と呼ばれるこのあずまやは、浄水場の沈殿池の建設残土を盛り上げた築山の上に休憩所として建てられ、ここから広大な場内を見渡せた。

駒沢給水所のある世田谷区弦巻は、今でこそ住宅が建ち並んでいるが、完成当時は一面に野菜畑が広がる郊外ののどかな丘だった。屋上からの見晴らしもよかったに違いない。

中島博士は渋谷町水道の完成を見届けた後、東京市の東近郊で荒玉水道の建設を手がけていた最中に急逝。追悼集には、水源調査のために部下とともに山中へ分け入る様子や、「技術は神聖であり、技術者は私情に駆られてことを誤ってはならぬ」と部下を諭したエピソードなどが紹介されている。旅行を好み、小鳥や植物を愛したとも記されていた。

配水塔のあずまやは装飾としての意味

合いが濃く、果たして博士がそこへ登って周囲を眺めたかどうかは分からない。しかし、全国を飛び回り、近代水道の普及に一生を捧げた土木技術者には、鳥の目で地形を読み、自然を感じる姿がよく似合う。このあずまやは、大所高所から判断することの大事さを伝える博士からのメッセージだったのではないか——。私には、そんなふうに思えてならないのだ。



▲「洪水」と彫られた古い境界石。



▲ 岡本隧道のある岡本公園には古いマンホールも。丸いツマミがドボかわいい。



▲ 新宿中央公園の六角堂。配水塔屋上のあずまやと雰囲気似ている。



▲ 駒沢給水所の次に標高の高い場所は丘の下にトンネルを掘って水道管を通した。入口に「岡本隧道」と彫ってある。

アクセス

access

東急田園都市線桜新町駅から徒歩7分

建設産業人材確保・育成推進協議会

建設産業の魅力を発信！

Twitterはじめました！「建設産業人材協」



建設産業人材協
@kikin_jinzaikyo

こんにちは。建設産業人材協では以下の最新情報や活動内容をお届けしています！

#建設現場へGO!
#作文コンクール
#実務施工体験研修
#建設現場で働くための基礎知識
#こども霞が関見学デー
#建設業界ガイドブック
#建設産業若者会議



多くの若者に建設業の仕事を選んでいただけるよう魅力を高めるとともにタイムリーな情報発信に努めます。

様々な情報を
発信中！

フォローはこちらから！



TwitterアカウントID

@kikin_jinzaikyo

「建設現場へGO！」 —見る、知る、働く、建設産業のJobポータル—



建設現場へGO!は、建設産業のさまざまな情報を、建設産業が一体となってお届けする建設業のJobポータルです。



ホームページURL

genba-go.jp



建設産業人材確保・育成推進協議会(略称:人材協)は、行政機関と多くの建設産業団体により組織され、建設産業における若者の担い手確保・育成・定着を推進する活動を行っています。

事務局

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 (一財)建設業振興基金 経営基盤整備支援センター
＜お問合せ＞ TEL:03-5473-4572

人々の暮らしを創っています

1 選択可能なのは当受付センターのみ
経験豊富な講師陣による**対面講習**
OR わかりやすい**映像講習**

2 ご自宅・職場のお近くで受講できます
講習会場：全国270都市 開催数：1000回

3 信頼の講習内容
100万人の受講実績

講習受付センター

TEL.03-5408-1889
FAX.03-5408-1882
URL. <http://www.fcip-ko.jp/>



※QRコードからのアクセスは一部できない場合があります。

監理技術者講習

国土交通大臣登録講習実施機関

一般財団法人 **建設業振興基金**
東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館(登録番号2)

実施協力

株式会社 **建設産業振興センター**



富士教育訓練センターの再開と今後の教育について



富士教育
訓練センター校長
小松原 学

日頃より、富士教育訓練センター（以下センター）の教育訓練活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、当センターに

においても4月より休校としておりました。

しかしながら、緊急非常事態や東京アラートの解除といった状況、規制から緩和へと向かう背景からセンターとしても6月29日より再開いたしました。まだまだ収束したとは言えず、今後は第2波・第3波があるのではと懸念されるところではあります。このため、再開するにあたり、当然のことながら訓練生、講師、職員、関連業者等への感染防止に努めることが重要と考えております。

センター独自の「運用ガイドライン」を作成・公開しておりますが、従来とは違うセンターでの過ごし方、利用方法となり皆様には

大変ご不便をお掛け致しますが、これをセンターの「新しい生活様式」としてご理解・ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

センターは創設以来、技能職を対象とした技能習得、職業訓練を行う場でありましたが、2009年より大手総合建設業が新入社員教育の場として参入し、現在では年間20社を超える総合建設業がセンターを利用しています。

こうした中で技能者との共同生活を通じて若手技術者から、「技能者に対して尊敬の念を抱くようになった」「技能者が安全で働きやすい環境を作るのが技術者の役割だ」といった意見が研修報告書で散見されるようになりました。技能者と技術者が言い換えれば、専門工事業と総合建設業が両輪になって建設業を盛り上げていくこと、そしてセンターの校是でもある「ものづくりは人づくりから」を実感しております。

また、大学・専門学校・高等学校等の学生・生徒を受け入れ就職前準備研修にも注力しており、将来を担う建設従事者の卵の育成にも取り組んでおります。しかしながら、教育機関の学科名から「土木」「建築」が消え、「環境」「エンジニアリング」が台頭し、時代の変化

も感じています。

センターにおいても、施設がリニューアルされたことを契機に「土木」「建築」「技能者」「技術者」の枠に縛られることなく、次世代の建設業界を展望しつつ、参入企業の見直し、研修メニューの多様化、講師陣の強化など、新規参入企業や技能者・技術者にとってもマーケットインとなるような教育体系と環境を整備します。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行により働き方が様変わりしようとしている今、職業訓練「ひとを育てる教育」の在り方も変わっていくことだろうと思います。今後は、座学はリモート教育や出前講座を中心に行うこととする一方、実学についてはこのセンターに来所しなければ決して身に着けることのできないような、これまで以上に高い付加価値を持った教育訓練の実現が肝要です。それには、送り出し企業・団体・学校とのより綿密な連携が重要で、本年実施できなかった企業様との情報共有を行い、比較検証をしながら再構築することが、センターの行く末を明るくものへと導いて行くのではと考えます。